

令和 8 年度天童市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、基本的な方針を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての組織（市長部局、天童市民病院、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会及び議会事務局。以下「各課等」という。）とする。

3 対象となる施設等

この方針の対象施設は、その所在地が山形県内にあり法第 2 条第 4 項で規定する別紙 1 に掲げる施設等とする。

4 調達対象物品等

本市が調達する物品等は、次の表に掲げる、当該施設等が提供可能なものとする。

区分	内容
物品（製造・販売）	事務用品、飲食料品、小物雑貨、印刷 等
役務（作業受託・サービス）	清掃・施設管理、その他の軽作業 等

5 調達目標

調達の目標額は前年度の調達実績を上回る額とし、市はできる限りその調達に努めるものとする。

6 推進方法

- (1) 健康福祉部社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）は、施設等が提供可能な物品等に関する情報を各課等に通知し、調達の推進を図る。
- (2) 各課等は、施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び天童市契約に関する規則（平成 9 年市規則第 1 号）の規定に基づく随意契約を活用する。
- (3) 各課等は、施設等への発注に当たっては、当該施設等の物品等の提供能力に合わせ、納期、発注量等の仕様について、適切に配慮するよう努めるものとする。

7 公表

社会福祉課は、年度終了後に調達実績を市ホームページで公表する。

別紙 1

調達の対象となる施設等

施設等の区分	説 明
就労継続支援 (A 型、B 型)	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 7 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
特例子会社	障害者の雇用の特例の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
重度障害者 多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体